

第1章 総則

第1条 この制度は、下肢病変に関する予防、治療の進歩を促し下肢病変治療の水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本フットケア・足病医学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本フットケア・足病医学会認定師（以下学会認定師と略記）を認定する。学会認定師は所定の課程を終了し、下肢病変の予防、治療を実施するための適切な知識・技術を有することが求められる。

第2章 認定制度を運用する機関

第3条 日本フットケア・足病医学会は、認定制度の運用にあたって認定委員会を設置する。

第4条 認定委員会は、認定制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、学会認定師の認定審査と更新審査を行う。

第3章 学会認定師申請資格

第5条（学会認定師申請資格）以下の各項をすべて充足するものとする。

- 1) 施行細則に定める各職種の免許証を一定期間有するもの（各職種の期間については施行細則に記載）
- 2) 4年以上引き続いて日本フットケア・足病医学会正会員であるもの
- 3) 第6条に定める期間、下肢病変の予防、治療に従事し、第7条に定める記録を有するもの

第6条（従事期間、施設の条件）

- 1)（期間）4年以上下肢病変の予防、治療若しくは創傷管理に従事する事を必要とする。その証明は、所属長若しくは日本フットケア・足病医学会評議員が行う。
- 2)（施設）とくに医療施設は指定しない。

第7条（予防、医療記録）第5条3項の記録とは次の項目の記録をいう。

- 1) 申請者が、申請までの下肢病変の予防や治療に直接関与した症例について、所定の用紙に病歴要約を記載する。関与すべき内容（予防、薬剤管理、栄養管理、保存的治療、外科的治療など）および症例数については各職種別に細則で定めるものとする。

第4章 認定の方法

第8条（提出書類）申請者は、施行細則に定める書類と認定審査料を定められた期日までに認定委員会に提出するものとする。

第9条（公示）認定委員会は年1回認定審査を施行し、その日時、その他については実施6ヵ月前に公示する。

第10条（認定審査）認定委員会は申請者に対して認定審査を行い、委員会が必要と認めた申請者に対しては筆記または口頭の試験を行う。

第11条（審査結果の通知）認定委員会は、審査の結果を理事長に報告する。理事長は、認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第12条（登録）認定審査合格者は所定の登録料を学会事務局に納付しなければならない。そののち理事長は認定審査合格者を学会認定師登録原簿に登録、公示し、学会認定師の認定証を交付する。

第13条（有効期間）認定証の有効期間は交付の日より5年とする。

第5章 更新

第14条（更新の時期）認定資格の継続を望む者は資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第15条（更新の申請）更新を申請する者は別に定める申請書類を認定委員会に提出し、更新審査料を納付しなければならない。

第16条（更新審査）認定委員会は、認定資格更新申請者に対して毎年1回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第17条（登録）更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。そののち理事長は更新審査合格者を公示し、学会認定師証を交付する。

第6章 資格の喪失

第18条（資格の喪失）学会認定師は次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 認定資格を辞退したとき
- 2) 認定資格の更新をしなかったとき
- 3) 退会したとき
- 4) 除名したとき
- 5) 死亡したとき

第19条（資格の留保）認定資格の更新審査にて不合格となった者はその認定資格を2年間留保する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、認定委員会およ

び理事会の議決によって資格を喪失する。なお、海外留学、病気、その他認定委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

第20条（認定の取り消し） 学会認定師としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、認定委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を取り消すことができる。

第7章 規則の変更手続

第21条 改廃この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。